

京都市歴史資料館 I P Mメンテナンス業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、京都市歴史資料館の収蔵資料について、文化財として適切に保存管理するため、収蔵庫の収蔵環境を適切に維持し、又は改善する業務を委託するべく、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式によって事業者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

2 事業の目的

I P M（総合的有害生物管理）とは、様々な手法を用いて、有害生物の個体数を被害の生じない程度の数に制限していく管理方法である。I P Mメンテナンスとは、化学薬剤の使用による方法ではなく、ホコリやカビ等を除去することによって、有害生物が発生しにくい環境を整備し、維持していく I P Mの方法の一つである。

本事業では、現在実施中の文化財害虫トラップ調査、浮遊菌調査の結果に基づき京都市歴史資料館特別収蔵庫等の I P Mメンテナンスを実施するものである。

3 内容

別紙「仕様書」のとおり

4 参加資格

京都市契約事務規則等に沿って、次の条件を満たす法人とする。

なお、契約締結後であっても、応募者が次の条件を満たしていないことが判明した場合は、本市は契約を解除できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 京都市契約事務規則第4条に規定する一般競争入札有資格者名簿又は第22条に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 本件の募集開始の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 過去2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。特定の公職者又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。また、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額の上限
6,840千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。
- (4) 委託費の支払条件
業務終了後、請求のあった日から30日以内に支払う。
- (5) その他
- ア 提出書類の内容に基づく見積額は、急激な物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。
- イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

6 参加手続等

プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり、必要な手続等を行うものとする。

- (1) 各種必要書類の提出
- ア 提出書類及び提出部数
- (ア) 参加申出書（第1号様式）5部
- (イ) 業務実績報告書（自由様式）5部
令和3年4月から令和8年3月末までにおける登録博物館、博物館指定施設及び博物館類似施設におけるIPMメンテナンスの実績について、契約ごとに記載すること。
(記載内容)
- ・実施した館名
 - ・登録博物館、博物館指定施設及び博物館類似施設の別（契約ごと）
 - ・委託業務名
 - ・契約金額
 - ・委託年月日
- (ウ) 業務従事者名簿（第2号様式）5部
本IPMメンテナンス業務に従事する者の氏名・経歴等を記載し、以下の資格を有する場合はその旨を記載すること。併せて資格証明書の写しを添付すること。
- ・文化財IPMコーディネータ（業務従事者は全員必須）
 - ・文化財虫菌害防除作業主任者（業務従事者は全員必須）
 - ・特定化学物質作業主任者
 - ・建築物環境衛生管理技術者
 - ・学芸員（人文系）
- (エ) 工程・タイムスケジュール（自由様式）5部
- (オ) 中長期的な資料保存計画書案（自由様式）5部
計画案を作成するための基礎資料（図面等）については、参加申込書を提出した者へ随時、提供する。
- (カ) IPMメンテナンス実施における搬出資料の虫菌害リスク対策（自由様式）5部
- (キ) 見積書（第3号様式）5部
印鑑を押印したもの1部、押印していないもの4部
提案する業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

(7) 参加申出書

令和8年4月24日(金)午後5時(必着)

郵送、FAX、メール、持参のいずれかにより提出すること。FAX、メールの場合は、後日原本をその他の書類と共に提出すること。

(イ) その他の書類

令和8年5月8日(金)午後5時(必着)

郵送又は持参により提出すること。

ウ 提出先

〒602-0867

京都市上京区寺町通荒神口下る松蔭町138番地の1

京都市歴史資料館 担当：島田

電話：075-241-4312/FAX：075-241-4012

電子メール：rekishishiryō@city.kyoto.lg.jp

(2) 質問

プロポーザルに関して質問がある場合は「質問書」(様式4)に記載し、「6 参加手続等(1)ウ 提出先」に記載するメールアドレスに、件名を「プロポーザルの質問」とし、当該ファイルを添付して、電子メールで提出すること。電話での質問は一切受け付けない。

ア 質問者

本プロポーザルに対して質問できる者は、「4 参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

令和8年4月14日(火)午後5時

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答

質問への回答は、令和8年4月21日(火)までに京都市歴史資料館のホームページ(京都市情報館)に掲載する。

(3) 現地見

現地見を希望する場合は、「6 参加手続等(1)ウ 提出先」に記載する電話番号へ架電し、担当者と日程調整を行うこと。

ア 参加者

現地見に参加できる者は、「4 参加資格」を満たしている者とする。

イ 申込期限

令和8年4月24日(金)午後5時

※現地でのプロポーザルに関する質問は、一切受け付けない。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加申出書及び業務実績報告書等

参加申出書及び業務実績報告書等が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

(7) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

(イ) 提出された書類は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(エ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

(オ) 全ての提出書類は、返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された書類に基づき、京都市歴史資料館 I PMメンテナンス業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。選定委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

また、必要に応じて参加者には、提出書類に係る説明を求める場合があり、その場合には、参加者に別途通知するので、説明ができる者が選定委員会に出席することとする。

(2) 評価基準

評価項目は次のとおりとし、本事業の趣旨の理解度、実効性、事業実現可能性、取組体制その他事情を総合的に評価し選定する。

ただし、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（60点/105点）に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

また、応募参加者が1社のみであっても、プロポーザルが成立するものとして、取り扱う。

【実績】

・登録博物館施設、博物館指定施設及び博物館類似施設での実績は十分であるか。

【業務従事者・資格等】

・本業務を実施するにあたり、必要な知識・経験・ノウハウを備えているか。

【工程・タイムスケジュール】

・効果的、効率的な工程となっているか。

・時間的効果を意識したタイムスケジュールとなっているか。

【中・長期的な資料保存計画案について】

・歴史資料館の実情に即した計画となっているか。

【I PMメンテナンス実施における搬出資料の虫菌害リスク対策】

・本件 I PMメンテナンスに係る資料移動の際に予想される虫菌害リスクに対して、具体的かつ効果的な対策を講じているか。

【見積金額】

・見積について妥当な金額であるか。

【追加項目】

・市内中小企業であるか。

(3) 選定委員会の体制

(委員長) 京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長 (歴史資料館事務局長兼職)

京都市文化市民局歴史資料館次長

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課美術工芸・民俗文化財係長 (歴史資料館担当係長兼職)

(4) 通知

選定結果については、全ての参加者に対して電子メールで通知するとともに、京都市のホームページ上 (入札・公募型プロポーザル情報) において、参加事業者及び評価点を公表する。

(5) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者を相手方として、委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

8 その他

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、本市と連絡調整を行うこと。